

早稲田大学におけるバリアフリー問題について

—誰しにも開かれた学びの場としての大学とは—

濱 口 翠

目次

はじめに

1. バリアフリーについて

1. 1. バリアフリーとはなにか

1. 2. バリアフリーの歴史

1. 2. 1. 世界におけるバリアフリー発祥の歴史

1. 2. 2. 日本におけるバリアフリーの歴史

2. 身体障害をもつ学生に対する支援

2. 1. 身体障害をもつ学生に対する制度の現状

2. 1. 1. 日本の大学における身体障害学生に対する制度の現状

2. 1. 2. 身体障害学生に対する早稲田大学障がい学生支援室の取り組み

2. 2. 身体障害をもつ学生に対する支援の課題

2. 2. 1. 早稲田大学周辺における物理的バリア

2. 2. 2. 支援者の確保と育成

2. 2. 3. 情報保障

3. 発達障害をもつ学生に対する支援

3. 1. 「目に見えにくい」障害をもつ学生たちの存在

3. 1. 1. 発達障害とは

3. 1. 2. 大学特有の発達障害学生の困難

3. 2. 発達障害をもつ学生に対する制度の現状

3. 2. 1. 日本の大学における発達障害学生に対する制度の現状

3. 2. 2. 発達障害学生に対する早稲田大学障がい学生支援室の取り組み

3. 3. 発達障害をもつ学生に対する支援の課題

3. 3. 1. 支援を必要とする学生を適切な支援につなげるということ

3. 3. 2. 大学内の教職員との連携・協力

3. 3. 3. オーダーメイドの支援

4. 求められる大学におけるバリアフリー環境

4. 1. 障害学生支援における理想のモデル

4. 1. 1. 合理的配慮という考え方

4. 1. 2. アメリカの発達障害学生支援

4. 2. 今、障害学生に求められる支援とは

4. 2. 1. 身体障害をもつ学生に対して求められる支援とは

4. 2. 2. 発達障害をもつ学生に対して求められる支援とは

おわりに

参考文献

はじめに

大学における講義の一環で、早稲田祭におけるバリアフリー環境について調べる機会があった。その際、バリアフリー環境以前に、障害をもつ来場者をほとんど見かけることがないことがとても印象的だったことを今でも覚えている。確かに、街中で車椅子を利用する人や白杖を利用する人は度々見かけるが、大学構内で見かけることは少ないように感じはしないだろうか。また、ゼミで紹介された文献である「バリアフリー・コンフリクト―争われる身体と共生のゆくえ―」（中邑賢龍・福島智編）を読む中で、大学においては発達障害をもつ学生にも様々な場面で大きなバリアが存在することを知り、身体・発達面に障害をもつ学生が、そうでない学生と同等に学ぶ機会を享受出来ていないという現状に問題を感じるようになった。

そのうえで、自分の通う早稲田大学では、身体・発達面に障害をもつ学生に対して、現状何を行っていて、何が不足しているのか、バリアフリーという観点から改めて見つめ直し、今後、大学側が障害学生に対してどのような支援を行っていくべきであるのかについて研究していきたいと考え、本論文執筆に至った。

本稿は4章構成となっている。まず、第1章ではバリアフリーというものがどのようなものを指すのかを示していき、またその歴史について紹介していく。次に、第2章では主に身体的な障害をもつ学生、第3章では、主に発達障害をもつ学生に対する現状の制度・支援について触れ、その課題について言及する。そして、第4章では1、2、3章を踏まえた上で、今求められる大学におけるバリアフリー環境についての筆者の考察を述べていく。

1. バリアフリーについて

1. 1 バリアフリーとは何か

近年、バリアフリーという言葉をよく耳にするが、具体的にバリアフリーとは何のことを指すのか。平成12年度版「障害者白書」¹では以下のように述べられている。

バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されていた。（中略）政府は平成5年3月に『完全参加と平等』の実現に向けて『障害者対策に関する新長期計画―全員参加の社会づくりをめざして―』を策定した。その中で、障害のある人を取り巻く4つの障壁を指摘し、これらを除去し、バリアフリー社会の実現を目標として掲げている。

¹ 内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/gaikyou-h12/1-1.html> (10/14 閲覧)

また、同じく平成 12 年度版「障害者白書」²によれば、具体的に障害者を取り巻く障壁にあたるものは、物理的、社会的、制度的、意識的なものの 4 つに分類されているという。以下において、その 4 つの障壁について詳しく述べていくこととする

物理的障壁

「物理的障壁が、本来の意味における『バリア』である。」(もり 1999, 36) とあるように、目に見えやすく、私たちの日常に最も現われやすい障害であると言えよう。歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等が例に挙げられる。また、信号や踏切の時間などが短すぎることによる弊害も多いことから「時間の障壁」というように捉えられることもある。

制度的障壁

障害を理由に、能力以前に様々な条件や基準などを定められることで、資格や免許の取得、就学、就職など、社会参加の制限を受けることを言う。

文化・情動的障壁

音声や点字、手話・文字通訳がないために、耳や目が不自由な人が文化や情報にふれるチャンスが限られてしまうことを指す。

心理・意識的障壁

「障害をもつ人々に対して心無い言葉や視線を向けること、あるいは障害者を『庇護されるべき存在』として捉えること等、一般的に広く存在している障害や障害者に対する『意識』のあり様、あるいはそうした『意識』を規定している『文化』のことを指す」(中邑福島 2012:3) とあるように、人々の意識の中にあるバリアのことを指す。

また以上の 4 つの障壁のうち、物理的な障壁や文化・情報面での障壁をなくしていくことをバリアフリーのハード面の考え方、制度、意識面での障壁をなくしていくことをバリアフリーのソフト面の考え方と呼ぶこともある。³

1. 2 バリアフリーの歴史

1. 2. 1 世界におけるバリアフリー発祥の歴史

バリアフリーという概念はどのようにして生まれたのか。バリアフリーという概念は、今から 50 年程前の 1960 年代、欧米先進国で建築家の間から生まれた発想である。また、1961 年には既にアメリカでは全米建築基準協会が「身体障害者にアクセスしやすく使用し

²内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/gaikyou-h12/1-1.html> (10/14 閲覧)

³ユニバーサルデザイン/バリアフリーぷらざ

<http://ud-shizuoka.jp/ubpla/index.html> (2/7 閲覧)

やすい建築・施設設備に関するアメリカ基準仕様書」が作られており、かなり早い段階から法制化への動きがあったと言えよう。そして、1968年、アメリカにおける「建築障壁除去法」によって法律として初めてバリアフリーの考え方が定められた。この法律は、州の補助金で造営された建築物はすべての人が利用できる設計にしなければならないということを定めたものである。

このバリアフリーの考え方が世界に広まる契機となった出来事が、1974年、国際連合が国際連合障害者生活環境専門家会議報告書「Barrier Free Design」を発表したことであろう。この報告書の発表以前には、標準的な体格の人の身長や体重、運動能力をもとにした想定上の人物“ミスター・アベレージ”に合わせて、建築物などを整備していた。しかし、1974年の報告書には、報告書発表以前の基準で作られた建築物等では何らかの障害があるなど、想定外の人が使えなくなっていると記述されており、さらに、障害のある人にも公共の施設・交通機関の利用、住まい選択、教育を受ける、労働、文化・情報に触れる等の権利があり、その実現のための環境整備が必要と訴えられていた。1981年には国連が「国際障害者年」を定めた。スローガンは「完全参加と平等」であり、完全参加という視点で街の障壁の点検等の活動が進められることとなった。⁴

そしてバリアフリーという概念において最も注目されるのが1990年にアメリカで制定された「障害をもつアメリカ人法」である。これは、公共的施設、交通、通信、雇用等で、「障害者」であることを理由として差別的な扱いをすることを禁じたものである。このような経緯を経て、バリアフリーという概念は発祥、そして世界へと広まっていったのであった。(もり 1999:23-24)

1. 2. 2 日本におけるバリアフリーの歴史

日本におけるバリアフリーという概念の浸透はいかにして行われてきたのか。広義の意味で言うと、1947年に制定された日本国憲法の「すべて国民は個人として尊重される」という条文も、一般的なバリアフリー宣言と解釈できるとも言えるであろう。

しかし、もり(1999:25-27)によれば、実質的にバリアフリーという考え方を採用したとされるのは、1983年に国として最初に一般のバリアフリーの基準を定めた「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン」であると言う。

そして、1994年には、「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」(「ハートビル法」)また、2000年には「高齢者、身体障害者等の「公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)が制定された。

もり(1999:25-27)によると、前者は、「病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の不特定多数の者が利用する」建築物を「特定建築物」と称して、これらを建築しようとする者は「出口、廊下、階段、昇降口、便所」などを高齢者や身体障害者が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるように努めなければならないとされ、バリアフリーの基準が定められたものであるということであった。また後者は、障害者や高齢者がバスや駅といった公共交通機関を滞りなく利用できるような設計を義務付

⁴「バリアフリーな生活」ホームページ

<http://www.bfseikatu.com/bariafuture/rekisi.html>(10/18 閲覧)

けたものであるということであった。

そして、2006年には、この公共施設を対象とした「交通バリアフリー法」と大規模な建物を対象とした「ハートビル法」が統合された内容を拡充した「障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー法」）が制定された。以上の流れが日本におけるハード面のバリアフリー概念の浸透の流れである。

では、ソフト面でのバリアフリー概念に関してはどうか。

1970年、障害者の自立支援に関する施策に対する法律「心身障害者対策基本法」が制定され、1993年に、「障害者基本法」と名称を変えて改正された。⁵それに伴い、1996年、障害者対策推進本部が「障害者プラン——ノーマライゼーション7ヵ年戦略」が策定された。

この戦略では、①地域で共に生活するために②社会自立を促進するために③バリアフリー化を促進するために④生活の質（QOL）の向上を目指し⑤安全な暮らしを確保するために⑥心のバリアを取り除くために⑦わが国にふさわしい国際協力といった7つの視点から、障害者が、障害をもたない、いわゆる健常者と同等の権利を行使できるように社会側から計画的施策を長期的に推進していくことを定めた。⁶それは、言わば社会のバリアフリーの始まりであると言えよう。しかし、現状日本の「バリアフリー」概念、とりわけソフト面に関してはまだまだ充実しているとは言えず、今後の発展が望まれる。

2. 身体障害をもつ学生に対する支援

2. 1 身体障害をもつ学生に対する制度の現状

平成25年度の独立行政法人日本学生支援機構による「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」によると⁷、全国1190校の大学・短期大学・高等専門学校を調査したところ321万3518人の学生のうち、障害がある学生は13449人で、そのうち身体障害をもつ学生（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、病弱・虚弱）は7797人であったとされる。近年、注目されつつあるノーマライゼーション化の流れによって、日本の大学における身体障害学生数は徐々に増えつつあるように感じる部分もあるが、その実際はどのようなものなのだろうか。

2. 1. 1 日本の大学における身体障害学生に対する制度の現状

日本の大学における身体障害学生に対する制度に関して、以下のような流れが現状としてあると言える。

2006年に成立した「障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフ

⁵ 「障害者基本法」は2004年、2011年に2回改正をされている。

⁶ 内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/honbu/kaigi001/sanko2.html>（12/17 閲覧）

⁷ 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ

http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/documents/2013houkoku.pdf（11/27 閲覧）

リー法) では、不特定多数の人々が使用する建物に関して、以下のような記述がある。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。⁸

つまり、「バリアフリー法」では、第14条・第16条において、バリアフリー化する建物を、2段階で指定をしている。前者の「特別特定建築物」に指定された建物に関しては、バリアフリー化が義務化されているのに対して、大学等の学校を含む後者の「特定建築物」に関しては、バリアフリー化が努力義務に留まっていた。⁹また、身体障害学生に対する制度的な配慮（ノートテイクの設置義務等）に対する法律は特に存在せず、各大学の裁量に任されているという現状があった。

しかし、2013年に成立した「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）第7条では、行政機関に該当する国公立大学・高等専門学校における障害を持つ学生に対しての差別的取扱いの禁止や合理的配慮¹⁰の不提供の禁止を法的義務とする¹¹等、設備のバリアフリー化だけでなく、障害学生に対する入試や授業配慮も法的に義務付けるようになりつつある。¹²また、この現状は、身体障害学生のみならず、発達障害学生に対する現状としても言うことができるだろう。

2. 1. 2 身体障害学生に対する早稲田大学障がい学生支援室の取り組み

では、早稲田大学における身体障害学生の支援としては、現在どのような取り組みが行われているのだろうか。早稲田大学障がい学生支援室のホームページによると、¹³聴覚障

⁸ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（法令データ提供システム）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO091.html>（12/6 閲覧）

⁹ 大学プロデューサーズ・ノートホームページ

<http://www.unipro-note.net/archives/51299400.html>（12/6 閲覧）

¹⁰ 後に4章で詳しく述べるが、ここでいう「合理的配慮」とは、障害を持つ人が、障害を持たない人と同等の権利・機会を確保するために周辺機関が調整を行うことを指している。

¹¹ 但し、民間事業者に該当する私立大学においては、障害を持つ学生に対する差別的取扱い禁止のみを法的義務とし、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務に留めるに至る。

¹² 文部科学省ホームページ

http://www.clb.law.mita.keio.ac.jp/j-committee/index.html/_src/sc2028/92ac93c97t8ef7

害、視覚障害、肢体不自由学生に対する¹⁴具体的な施策としては以下のものが挙げられている。

聴覚障害学生に対する支援

① ノートテイク

記録者が講義の本筋を中心にキーワードや概念、ポイントを書き、普通のノートに近いものを作成する。

② パソコンテイク

ノートテイクと同様、待機者が適宜メモや修正等を行う。

③ パソコン通訳（連係入力）

2名のパソコン通訳者が、先生の話や学生の発言などの音声情報を連係してパソコンに入力する。

④ 手話通訳

手話通訳者が、授業の内容や学生の発言など、その場の音声情報を手話で伝える。

⑤ 音声教材の文字起こし

授業で使用する音声教材（ビデオ等）の文字を起こし、紙媒体やテキストデータとして提供する。

視覚障害学生に対する支援

① 教材の点訳

授業で使用するテキスト等の文字情報を点字にする。

② 教材のテキストデータ化

授業で使用するテキスト等の文字情報をテキストデータにし、音声読み上げソフトを使用してテキストの内容を入手可能にする。

③ ガイドヘルプ

慣れない教室への移動などの際に歩行の介助や誘導を行う。

④ 代読

授業で使用するテキスト等を代読する。

⑤ 代筆

授業で使用する板書やスライドの内容を記録する。

肢体不自由学生に対する支援

① 授業教室の変更

受講する教室への移動が困難な場合、関係各箇所と教室変更のための調整を行う。

② 移動支援

受講する教室への移動が困難かつ教室変更ができない場合、階段昇降等の移動支援を行う。

91bc.pdf (12/11)

¹³早稲田大学障がい学生支援室ホームページ

<http://www.waseda.jp/student/shienschitsu/service/shitai/index.html> (12/3 閲覧)

③ 代筆

自分でノートを取れない学生のために、代わりにノートを取る。

④ 生活介助

障害学生自身の手配による専門のヘルパーとペアを組むことを条件として、トイレ介助などを行う。

以上から、現状として、早稲田大学における身体障害学生に対する取り組みはある程度充実したものとなっているように思える。しかし、これらの支援はあくまで授業の時間内かつ学内のみの支援であり、課外活動や通学等を含めた学外の支援に関してはまだまだ十分なものとは言えないのではないかと考える。

2. 2 身体障害をもつ学生に対する支援の課題

2. 2. 1 早稲田大学周辺における物理的バリア

前節では、大学において、障害学生に対する入試・授業等の配慮や構内のバリアフリー化を今後法的義務化していく流れが存在するという現状を述べた。では、現存する早稲田大学内に存在する身体障害学生に対する物理的バリアはどのようなものであるのだろうか。

現在、早稲田大学（早稲田キャンパス、西早稲田キャンパス、所沢キャンパス、戸山キャンパス、大隈会館周辺を含む）では、「早稲田大学障がい学生支援室バリアフリーマップ」というものをインターネット上で公開しており、エレベーターや障害者用トイレ、各号館における入口付近の段差、スロープの有無等の情報が誰でもわかるようになっている。

そこで、実際に「早稲田大学障がい学生支援室バリアフリーマップ」を参考にしながら、バリアフリーという観点で早稲田大学構内（早稲田キャンパス、戸山キャンパス）とその周辺を歩き、身体障害学生が感じるだろう障壁を調査することとした。そして調査の結果、身体障害学生が感じるだろう物理的障壁は大きく2点あると考えた。

1 つ目は、最寄り駅から早稲田までの道のりの不便さである。早稲田大学の最寄り駅である東京メトロ早稲田駅には、エスカレーターが存在しない。また、2つある出口のうち、片側しかエレベーターが存在せず、階段昇降機は存在するが、非常に時間がかかるという不便さがある。そして、駅から大学までの道のりの中には道幅が狭く、人の多い時間帯には車椅子が利用しにくい道があるということもわかった。2 つ目は、キャンパス内のバリアフリー整備の不備である。比較的新しい建物にはきちんとした設備がなされているが、古く、エレベーターや障害者用トイレが存在しない建物も多く存在するという現状があった。

たしかに早稲田大学における身体障害学生の支援取り組みにおいて、教室移動介助等の授業に関する支援は比較的多く存在するのように感じる。しかし、学生生活とは授業だけを指す訳ではなく、課外活動を通して学び得ることも多くある。その際、このような物理的バリアは障害学生にとって大きな障壁になるのではないかと私は考える。

2. 2. 2 支援者の確保と育成

「障害学生のための情報保障には、支援者が必要であるが、例えば、すべての点訳などを外部業者に委託したり、プロの手話通訳者や、要約筆記者を採用したりという方法は、

もともと技能者が少ないことに加えて、多大な費用がかかる。しかし、もっとも重要な問題は、高等教育の授業支援者には、それぞれの専門分野における高度な専門的知識が要求されるが、一般の手話通訳者や要約筆記者に、そのような専門的知識を要求するには無理があるということである。この点においては、それぞれの分野の学生や大学院生の方が適切であるといえる。」(佐野(藤田)・吉原編 2004:58-59)とあるように、障害学生、とりわけ身体障害学生に対する支援制度の充実には、学生の授業支援者の協力が不可欠といえるであろう。また、たとえばノートテイクは話す速度(300~350文字/分)と書く速度(手書き:60文字/分、パソコン:120~200文字/分)に大きな開きがあり、ノートテイクは自分の筆記速度内で要約と筆記を両方しなければならない(佐野(藤田)・吉原編 2004:59)等、支援人材の育成も必須である。

現在、早稲田大学では約230名の支援ボランティア学生が活動しているが、今後、増加していく身体障害学生に対応していくためには、更なる支援ボランティア学生の確保・育成が必須となるだろう。

2. 3. 3 情報保障

前述したように、パソコンテイク、ノートテイク等、現状として、早稲田大学における障害学生(とりわけ視覚・聴覚障害をもつ学生)の情報保障に関してはある程度の支援がなされているとは言える。しかし、パソコンテイク、ノートテイク等は支援者の確保・育成に頼らなければならないという部分が他の支援よりも多くあるように感じる。そのうえで、支援者による負担をより少なくした情報保障における支援が今後より求められてくるのではと考えた。

3. 発達障害をもつ学生に対する支援

3. 1 「目に見えにくい」障害をもつ学生たちの存在

3. 1. 1 発達障害とは

「障害をもつ学生」という言葉を耳にする際、多くの人は2章で取り挙げたような、肢体不自由者やろう者といった「身体的」な障害をもった人々を思い浮かべるのではないだろうか。実際、平成25年度の独立行政法人日本学生支援機構による「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」によると¹⁵、全国1190校の大学・短期大学・高等専門学校を調査したところ321万3518人の学生のうち、障害がある学生は13449人で、そのうち発達障害がある(診断書のある)学生は2392人であったとされる。本章では、普段あまり焦点の当てられることのない「発達障害をもつ学生」について述べていく。

¹⁵独立行政法人日本学生支援機構ホームページ

http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/documents/2013houkoku.pdf (10/7 閲覧)

発達障害の特徴として、症状に明確な種類分けがなく数種が重複して発症する場合があるという点が挙げられる。今回は、症状の内容別に大きく3つに区分し、代表的な発達障害について紹介していくこととする。

自閉症スペクトラム障害

「自閉症スペクトラム障害という用語は、次の3領域—(1)社会的相互作用、(2)言語・非言語コミュニケーション、(3)想像力と行動—のうち少なくとも2つに重大な機能障害が見られる症候群すべてを指すものとする。」(ギルバーク 2003:12) とあるように、

(1) 社会相互作用の不得手

社会性に乏しく、まわりに行動をあわせられない

(2) 言語・非言語コミュニケーションの不得手

コミュニケーションが苦手で字義通りに理解しがち

(3) 想像力と行動不得手

想像力が弱く、教わったことの応用や変更が不得意

以上3つのうちの少なくとも2つが当てはまる障害の総称をいう。よって自閉症、アスペルガー症候群、小児崩壊性障害などの障害はすべてこの自閉症スペクトラム障害の中に含まれ、知的障害や言語発達の程度で分けられる。

ADHD (注意欠陥/多動性障害)

ギルバーク (2003:15) によれば、臨床上明白なADHDの発生率は少なくとも3%以上で、2対1以上の割合で女児より男児に多く見られ、またADHDの特徴としては、以下の3点が挙げられるとされた。

(1) 多動性。授業中に立ち歩くなど、極端に活動的

(2) 衝動性。行動も発言も、よく考える前にしてしまう

(3) 不注意。注意力が散漫で、忘れ物やミスが多い

LD (学習障害)

平成11年度の文部科学省による「学習障害児に対する指導について(報告)」¹⁶では、学習障害を以下のように定義づけている。

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

¹⁶ 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.htm (10/7 閲覧)

また、佐々木、梅永（2010:10-11）によると、LDの症状としては以下の3点が主に挙げられるとされる。

- (1) 読むのが苦手。一行読み飛ばしたりする
- (2) 書くのが苦手。ひらがなや漢字などを書き間違える
- (3) 計算が不得意。年齢相応の問題が解けない

3. 1. 2 大学特有の発達障害学生の困難

高橋（「2012:23」）によると、この「構造化の度合い」が小・中学校、高校と大学では大きく異なるため、発達障害をもつ学生の多くは大学入学を機に、今まで感じたことのなかったような生きづらさや困難に直面することがあるという。

では、具体的にこの「構造化の度合い」の変化によって発達障害をもつ学生が抱く大学特有の困難とはどのようなものなのであろうか。代表的な具体例を2つ紹介する。

履修登録制度が理解できないという問題

多くの人の場合、高校まではホームルームクラスが存在し、週ごとに朝から夕方まで決まった時間割が組まれていたであろう。しかし、大学では卒業までの時間割を全て自分で組む必要がある。前述したように、多くの発達障害に見られる症状として、読み書き・対話の不得手や社会性の乏しさ、想像力の弱さが挙げられ、このような背景から、必修の履修等の見通しを立て、自分に必要な授業を取捨選択し、授業を組むことが中々できないという問題がある。

課題や授業に自主性が多く求められるという問題

日本の小・中学校、高校において、ほとんどの授業は板書式の受け身形態をとっている。また、評価は枠組みのある暗記中心のテストによって行われる。しかし、大学では板書のない授業や討論式の授業も多く、また課題やテストも、記述式のものやレポート、グループでのフィールドワーク等、自主性が高く求められるものが多く、発達障害をもつ学生の多くが混乱に陥る現状がある。

また上記の問題以外にも、サークル活動やゼミ活動における対人関係の問題、大学進学を機に一人暮らしを始める人は生活スキル獲得の困難等も挙げられるであろう。このように、高校までは順調に生活を送っていた人も、大学入学後につまづくことで、自分のもつ発達障害という特性・困難に気づくということは少なくはない。（佐々木 梅永 2010:36-88）

3. 2 発達障害をもつ学生に対する制度の現状

3. 2. 1 日本の大学における発達障害学生に対する制度の現状

2004年に成立した「発達障害者支援法」では、第8条2項で発達障害者に対する大学・高等専門学校への制度整備について「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。」としか記述されておらず、具体的な支援内容は各大学・高等専門学校に委ねられているという現状がある。しかし、発達障害学生に

対する先進的な取り組みを行っている大学・高等専門学校はほんの一部に過ぎず、その多くは、十分な体制が整えられていない。高橋（2012）は、大学における発達障害学生支援について次のように述べている。「発達障害のある学生の支援は、カウンセラーや医師などの支援専門スタッフのみでは十分ではありません。その学生に関わるすべての教職員が、なんらかの形で支援や配慮を行う必要がある場合が多くあります。また、支援の範囲も心理面だけでなく、学習・進路・生活面と多岐にわたり、短期間で問題が解決せず、継続的な支援が必要となる場合も多いでしょう。そのため、『何をどこまでするか』というなんらかの指標がなければ、支援者の疲弊や、関係者の対立にもつながってしまいます。」（高橋 2012:33-34）このことから、多くの日本の大学における発達障害学生支援は、支援の最低限の基準となる十分なガイドラインの制定が行われていないため、「組織的」に発達障害をもつ学生を支援していこうという姿勢が整えられていないことが伺える。また、2007年度、独立行政法人日本学生支援機構の「発達障害のある学生の支援に関する全国調査」において、学生相談担当部門もしくは保健管理担当部門の担当者が実際に行っている支援を「大学内の関係者の理解啓発・連携」、「大学外の関係者との連携・協力」、「面接相談等」、「学業支援」、「テスト・評価」、「進路・就労」、「居場所作り等」という項目別に分るおし、実施している支援内容について障害種毎に示したものと見ると、「学業支援」と「テスト・評価」に関する支援数が他のものと比較して少ないことが分かった。（佐藤・小塩 2007:5）このことから、ガイドラインがないことによる実質的な支援不足が伺われる。しかし、後に4章で詳しく述べるが、アメリカの大学では障害をもつ学生に対する「大学側がすべきこと」が法律で十分に規定されており、すべての障害をもつ学生が必要な配慮を受ける権利が保障されているという事実もある。支援の有無や充実度が大学によって大きく異なる日本の大学は、他国と比較してもすべての大学の受け入れ体制が十分であると言うにはまだまだ程遠い状態にあるのである。

3. 2. 2 発達障害学生に対する早稲田大学障がい学生支援室の取り組み

2章でも紹介したように、早稲田大学障がい学生支援室では、これまで肢体不自由・聴覚障害・視覚障害のある学生を主な支援対象としてきたが、2014年6月からは発達障害学生を対象としたホームページの立ち上げを開始し、現状10名程度が支援を希望しているという状態にある。しかし、2014年9月現在、実際の支援は学生支援コーディネーターと支援を希望する学生との相談段階にとどまっており、具体的な支援自体はまだ行われていない。理由としては、精神科等の医療機関との連携が現在未だあまりとれていない状態にあるということが大きくあり、本格的且つ具体的な支援は2015年春から始動する予定であるという。また早稲田大学障がい学生支援室のホームページによると¹⁷、次年度からの具体的な施策としては以下のものが挙げられている。

- ① 修学支援の相談
- ② 個別相談、支援内容の立案、アセスメント、支援状況のモニタリング
- ③ 学内の関係箇所への支援に関する依頼・調整・支援会議の招集

¹⁷ 早稲田大学障がい学生支援室ホームページ
<http://www.waseda.jp/student/shienschitsu/service/hattatsu/index.html>（10/9閲覧）

- ④ グループカウンセリングの企画・運営・実施
- ⑤ 発達障がい学生の理解を促進するための啓発活動、教員ガイドの作成
- ⑥ 支援学生の活用および運営調整
- ⑦ 学外関係機関との連携（医療機関、相談機関、出身高校など）

また他大学のように、大学制度体制等を整えてから窓口を作るという形ではなく、先に窓口を作り、支援希望者をある程度募った後に支援希望の学生たちと共に体制を整えていくという形が早稲田大学障がい学生支援室の発達障害学生支援の特徴であるという。この理由としては、発達障害学生は身体障害学生と異なり、支援する中で様々な問題が浮かび上がる可能性が非常に高く、継続的なモニタリングが必要であるということが挙げられた。

3. 3 発達障害をもつ学生に対する支援の課題

3. 3. 1 支援を必要とする学生を適切な支援につなげるということ

多くの小・中学校、高校ではホームルームクラスが存在するため、担任の先生が保護者に声掛けをすること、またその逆に保護者からの申請を受けて十分な配慮をすることは比較的簡単に実現できたであろう。しかし、担任制度のない大学においては、教員の声掛けによる支援への発展はあまり望めず、たとえ担任制度のある大学でも、学生一人ひとりに対してどれ程気を配るかという点については小・中学校、高校の時よりもその教員による差が大きいと言えるであろう。

また、1章で述べたように、発達障害は症状に明確な種類分けがないため、本人や家族も自分、もしくは自分の子供が発達障害であるということに気づくことができない場合も多くある。¹⁸一般的にも発達障害そのものが正しく理解されていない状況があるため、原因が本人の努力不足や家庭環境などにあると誤解されやすく、過度のしつけやいじめなどによって、うつ病や不登校など引き起こす例もある。故に、現状では発達障害ということをも本人又は家族が知った上で大学に入学し、その上で支援を求めてくる学生はそれほど多くはなく、様々な困難があっても障害とは気付かず、大学入学後に何らかの問題を起こして初めて相談に至ることが多いと言われている。

このような学生が不登校や中退等の深刻な問題に発展する前に、いかにして学生の困難・ニーズをいち早く把握し、適切な支援につなげていくかが課題の1つであろう。(高橋 2012:124-127)

3. 3. 2 大学内の教職員との連携・協力

2007年度、独立行政法人日本学生支援機構の「発達障害のある学生の支援に関する全国調査」によれば、発達障害のある学生の支援を大学で充実させるために、課題として考える項目について最も多く回答された課題は「大学内の教職員との連携・協力」で、208校中92%の大学が課題であると回答したとある。また、前述の発達障害学生に対する各支援

¹⁸独立行政法人日本学生支援機構ホームページ
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/faq/faq11.html#hattatu_Q1 (10/16 閲覧)

の支援内容数の調査において「学業支援」と「テスト・評価」といった実質的な支援の支援内容数が他のもの比較して少なかったことに関して、『学業に関する支援』や『テスト・評価に関する支援』は、大学内での共通認識の枠組や支援を実施する基準・根拠などないと実施が難しく、同意が得られにくい支援です。今後の支援を充実させるためには、必要な支援内容を具体化することだけでなく、関係者の理解啓発を促すことが重要です。連携がとりやすい支援体制を構築する必要があります。」(佐藤・小塩 2007:5-6)と述べられているように、大学内の教職員との連携・協力の強化は発達障害学生支援の重要課題の1つであると言えよう。

3. 3. 3 オーダーメイドの支援

これまでも述べてきたように、「発達障害」と一口に言ってもそれぞれ特性が異なり、たとえ同じ診断であったとしても、その症状はそれぞれに大きく異なる場合もある。問題を抱える一人ひとりの学生に対して個別に対応し、そのニーズを引き出す必要がある。

また、最初に決めた支援をそのまま行うのではなく、支援をしながらも継続的にモニタリングをし、その人に最も適した方法を探っていく、長期的で綿密な支援でなければならぬという点が発達障害学生の支援特有の課題であると言えよう。

4. 求められる大学におけるバリアフリー環境

4. 1 障害学生支援における理想のモデル

ここまで、1章ではバリアフリーの概念、歴史について述べ、そして2章・3章では、身体・発達面に障害をもつ学生に対する大学支援の現状、課題について言及してきた。これらを踏まえ、4章では、身体・発達面に障害をもつ学生がより良いキャンパスライフを送るために必要な考え方を提示し、欧米の取り組みを紹介したうえで、今、どのような支援をすべきなのか、自分なりの考えを述べていくこととする。

4. 1. 1 合理的配慮という考え方

大学における身体障害・発達障害を持つ学生に対する支援を考える際、その支援範囲を決定する判断の基準となるのが「合理的配慮」という考え方である。ここでは、「合理的配慮」について詳しく述べた上で、身体障害・発達障害を持つ学生に対する支援のポイントを先に述べていく。

平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の第2条では、
「(中略)『障害に基づく差別』とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。『合理的配慮』とは、障害者が他の者と平等にすべての

人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」¹⁹

と、明記されている。つまり、合理的配慮とは、障害を持つ人がそうでない人と同等の機会を得る権利、そして、同時にその支援者も過度の負担を強いられない権利を守る考え方と言える。また、この考え方に基づくと、障害学生の支援の検討に際しては、障害学生の権利を保障するということ、そして支援者側に過度な負担を課さないということの2点がポイントとなるとも言えるだろう。(高橋 2012:35)

4. 1. 2 アメリカの発達障害学生支援

前章で述べたように、平成 25 年度の独立行政法人日本学生支援機構による「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」によると、日本では、全国 321 万 3518 人いる学生のうち、障害がある学生は 13449 人、比率で言えば 0.4%なのに対し、2009 年度の米国政府説明責任局 (GAO) の調べによると、アメリカにおける障害学生の数は全体の約 1900 万人のうち約 200 万、比率で言えば 10.8%と 27 倍もの差がある。そして、この統計からもわかるように、アメリカの大学では既に合理的配慮の実現のための先進的な実践が行われている。

以下では、合理的配慮の実現のために、アメリカの大学が実践してきた4つの事柄を紹介していく。²⁰

①差別禁止の法的な背景の確立

アメリカでは、合理的配慮の実現以前に、その背景となる障害者差別の禁止を定めた法律の制定をしていた。主な法律は2つある。1つ目は、1973年に制定された「リハビリテーション法 504 条」である。ここでは、政府の予算支援を受けている機関と、政府機関のサービスおよびプログラムにおける障害者差別を禁止した。2つ目は、1990年に成立した「障害のあるアメリカ人法」である。1章でも軽く触れたが、バリアフリーという概念において最も注目された法律であり、アメリカ社会における雇用、公共サービス、公共施設、電話通信での障害者差別を禁止したものである。これらの法律により、障害者差別の禁止という概念が基盤にあったことが、アメリカにおける合理的配慮の実現の成功に繋がったと言えるだろう。

②権利を保障する本質的な教育機会の決定

合理的配慮によって、教育の本質が変わってしまう危険性を防ぐため、高等教育機関が平等な機会を保障すべき次項を(1)高等教育機関への採用・入学(2)高等教育に関連するアクティビティからの除外と定めた。

③合理的配慮に該当しないものの決定

合理的配慮について考える時、何が「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」に

¹⁹ 外務省ホームページ

http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html (12/11 閲覧)

²⁰ 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ

http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/event/documents/h25sympo_keynote2.pdf
(12/11 閲覧)

当てはまらないのかを考慮することは、合理的配慮の実現に際して最も重要な事柄の1つであろう。アメリカでは、(1)プログラムの性質を根本的に変更するもの(2)本質的な学術的要件を低めたり免除するもの(3)財政または管理上の甚だしい負担を生じるもの(4)個人的な装置やサービスの提供の4つを合理的配慮に該当しないものとして定めた。

また、ここでポイントとなるのが、合理的配慮の具体的内容は定めないという点である。例えば、アメリカの一部の大学では、規定を超える支援が必要な場合は有料の支援に切り替える等、合理的配慮という存在によって不可能となることがないようにしている。

④合意形成を円滑にするための仕組みを定める

高等教育機関において、(1)有資格の障害者に対して、費用を負担の上、合理的配慮を提供する(2)リハビリテーション法および ADA 法の法令遵守コーディネーターを置く(3)障害学生からの異議申し立てが公正に行われ、またそれが迅速かつ公平に処理される手続きを保護する という3つの事柄を必要事項として定めた。

以上、4つの事柄をアメリカでは合理的配慮の実現に向けて実施してきた。また現状、日本においては、2013年に成立した「障害者差別解消法」によって、ここでいう①差別禁止の法的な背景の確立がやっと成されてきたという状況であろう。今後、合理的配慮を基盤とした本当の意味での障害学生のバリアフリーを目指すには、上記のような先行例をモデルとして、高等教育機関への綿密なガイドライン作成をしていくべきだろう。

4. 2 今、障害学生に求められる支援とは

4. 2. 1 身体障害をもつ学生に対して求められる支援とは

2章では、身体障害をもつ学生に対する課題として、依然として拭いきれない物理的バリアによる障壁や支援者の確保・育成について挙げられた。

これらの課題を踏まえたうえで、現在、身体障害をもつ学生に対して求められる事柄には主に3つのものがあるのではないかと私は考える。1つ目は、支援範囲の拡大である。現在、早稲田大学における身体障害者支援の中心は、学内支援、且つ授業に関するものである。しかし、2章で触れたように、現在の早稲田大学においては、通学圏内及び学内のバリアフリー環境には限界がある。具体的には、通学支援やサークル活動等、授業以外に関する活動支援、就活・資格取得に関する支援といったように、すべての学生が平等なキャンパスライフを送るためには、今後、更なる支援の拡大が不可欠となるであろう。2つ目は、支援学生の確保・育成の強化である。広島大学では、支援者育成のための授業を開講し、単位化する試みや、支援学生に対して社会貢献活動証明書の発行すること、また実際のボランティア活動のほとんどを有償化する等、支援者が負担だけでなく、メリットを得られるような働きかけを行っている。(佐野(藤田)・吉原編 2004:60-65) 今後、ますます増加していく障害学生に対応するために、支援者に対するフォローも更に手厚くしていくべきだろう。そして、3つ目は、情報保障の質の向上である。現在、視覚・聴覚障害学生に対する情報保障の支援の主流はノートテイクやパソコンテイクによるものである。しかし、ゼミやディスカッション形式の講義の際には、音声教材の文字起こしや教材のテキストデータ化等、ITを駆使した支援が非常に有効である。またこれらの活用を推し進めることは、支援者の負担を減らすことにも繋がるため、一層の普及が望まれるだろう。

4. 2. 2 発達障害をもつ学生に対して求められる支援とは

3章では、発達障害をもつ学生に対する課題として、周囲との連携体制の強化や定型化されないオーダーメイドの支援の必要性が挙げられた。では、これらの課題に対する解決策に最も有効な手段とは何であるのか。それは、チーム支援による合理的配慮の探求・実行ではないであろうかと私は考える。

チーム支援とは、発達障害の専門家や支援者だけでなく、支援される障害学生、また彼らに関わる教職員や保護者が関わり合い、包括的な支援を行うことである。

また、チーム支援の具体的な方法としては、まず、被支援者が抱えている困りごとをチームで共有し、その困りごとを解決するためには何をすべきなのか、被支援者と支援者(教職員等)双方が納得できる合理的配慮を探り、その2者を繋げていくということである。

チームによる支援のメリットは、大きく2つあると考えられる。1つ目は、状況に応じた対応が素早くできるということである。発達障害をもつ学生の困難として特徴的なことは、身体障害のそれと異なり、状況によって変化しやすいという点がある。よって、支援をする中で新たな困りごとが見つかることも少なくはない。その点、チームによる支援は、被支援者と支援者を繋ぐという作業が丁寧になるため、支援における状況の変化を察知しやすく、柔軟な対応をしやすいのである。2つ目は、長期的な支援が行いやすいということである。発達障害をもつ学生の多くは人とのコミュニケーションに困難を抱えているため、支援者と支援される障害学生1対1の関わりではなく、チームとして多人数で関わることで、支援者の精神的負担を減らすことは勿論、人間関係の悪化による支援打ち切りを防ぐことができるのであった。(斎藤、西村、吉永著 2010:109-139)

おわりに

本論においては、身体障害をもつ学生に対する支援として、支援範囲の拡大、支援学生の確保・育成の強化、そして情報保障の質の向上を、発達障害をもつ学生に対しては、チームによる支援体制を今後求められるであろう支援として提示することを結論とした。

また、昨今の法改正や合理的配慮という概念の登場により、徐々に改善されつつあるが、身体・発達面に障害をもつ学生に対するバリアフリー制度・支援には完成がなく、常にその方法を模索していく必要があるということがわかった。

そのうえで、身体・発達障害学生に対する制度・支援に関して残された課題は、やはり関係者以外を含めた周囲の理解、心のバリアフリーにあると考えた。とりわけ人とのコミュニケーションに困難を抱える場合が多い発達障害学生に関しては、たとえどれだけ担当教員、支援者の理解が得られようとも、周囲の学生の理解が得られなければ、それだけで大学という場が苦痛の場となってしまう可能性が高い。

サブタイトルにも題した「誰しにも開かれた学びの場としての大学」の達成には、障害の有無にかかわらず、大学に関わるすべての人が、心のバリアを取り除き、積極的に相手を受け入れる姿勢をもつことが必要であるのではないかと本論文執筆にあたり改めて感じ

た。

参考・引用文献

クリストファー・ギルバーグ, 2003, 『アスペルガー症候群がわかる本 理解と対応のためのガイドブック』明石書店.

斎藤清二 西村優紀美 吉永崇史, 2010, 『発達障害大学生支援への挑戦 ナラティブ・アプローチとナレッジ・マネジメント』金剛出版.

佐々木正美 梅永雄二, 2010, 『大学生の発達障害』講談社.

佐藤克敏 小塩允護, 2007, 『発達障害のある学生支援ケースブック-支援の実際とポイント-』ジアース教育新社.

佐野(藤田)真理子 吉原正治, 2004, 『高等教育のユニバーサルデザイン化 - 障害のある学生の自立と共存を目指して - 』大学教育出版.

高橋知音, 2012, 『発達障害のある大学生のキャンパスライフサポートブック』学研教育出版.

中邑賢龍 福島智, 2012, 『バリアフリー・コンフリクト 争われる身体と共生のゆくえ』東京大学出版会.

もりすぐる, 1999, 『バリアフリー入門 [誰もが暮らしやすい街をつくる]』緑風社.

